

東京都市大学 柏門技術士会

第 1 6 期通常総会

2 0 1 9 年度

2019 年 4 月～2020 年 3 月)

議 案 書



2 0 1 9 年 6 月 1 日 ( 土 )

東京都市大学 柏門技術士会

東京都世田谷区玉堤 1-28-1

東京都市大学 都市工学科事務室

TEL :03-5707-0104 (内 3200)

<http://www.tokyotosi-hakumon.org/>

## 次 第

I 第 16 期通常総会（5 号館 B1 小講堂）14：30～15：30		（司会進行 総務委員会）
開会（定数確認）		
1. 会長 挨拶		佐藤会長
2. 議事（議長：佐藤貢一会長）		
第 1 号議案 第 15 期 活動報告		佐藤会長
第 2 号議案 第 15 期 決算報告		
1) 第 15 期 収支決算報告		安藤事務局長
2) 第 15 期 監査報告		中澤監事
第 3 号議案 会則の変更		
1) 臨時理事会決議内容の報告（3/1 開催）		佐藤会長
2) 会則変更の主旨説明		〃
3) 会則の変更		総務委員会
第 4 号議案 第 16 期 活動計画		各委員会委員長
第 5 号議案 第 16 期 予算案		安藤事務局長
3. 報告事項		
1 臨時理事会議事録		佐藤会長
2 細則の変更		総務委員会
3 新任顧問の委嘱		〃
4 理事・監事		〃
5 体制表		〃
6 会員の動向		〃
4. その他 東京都市大学 創立 90 周年事業について		松浦理事（校友会理事）
閉会挨拶		安部副会長

## 第1号議案 運営委員会活動報告および各委員会活動報告

### 1. 運営委員会 開催日時

第153回	平成30年	4月14日(土)	9:30~12:00	①
第154回	平成30年	5月12日(土)	10:00~11:45	①
第155回	平成30年	6月6日(土)	9:20~11:45	①
第156回	平成30年	7月14日(土)	10:00~11:45	①
第157回	平成30年	9月29日(土)	13:00~15:00	②
第158回	平成30年10月13日	(土)	9:00~11:00	④
第159回	平成30年11月10日	(土)	10:00~11:45	④
第160回	平成30年12月7日	(金)	18:30~19:30	③
第161回	平成31年	1月11日(金)	18:30~19:30	③
第162回	平成31年	2月9日(土)	10:00~11:45	④
第163回	平成31年	3月1日(金)	15:00~17:00	③
臨時理事会	平成31年	3月1日(金)	17:00~18:00	③
第164回	平成31年	4月13日(土)	10:00~11:45	⑤
第165回	平成31年	5月12日(土)	10:00~11:45	④

### 2. 場 所

- ①渋谷 勤労福祉会館
- ②東京都市大学 4号館2階 建築都市学群多用室
- ③東京都市大学校友会館自由が丘クラブ
- ④横浜花咲ビル10階(竹中土木横浜支店)
- ⑤菊名コミュニティーハウス

### 3. 全体議事

#### 3. 1 臨時理事会・第16回定期総会に関して

- 1) 理事数の見直しと理事会運営に関する検討
- 2) 理事会運営内容変更に伴う会則の改定
- 3) 会則改定に伴う臨時理事会の開催
- 4) 理事会における議案説明次第の決定
- 5) 総会における議案説明次第の決定
- 6) 今年度活動報告および次年度計画に関する各委員会からの資料の検討
- 7) 第16期総会次第の審議

#### 3. 2 総会議案書作成について

- 1) 総務委員会より、第16期総会の全体プログラム、議案書の表紙および次第、顧問名簿の変更点について説明
- 2) 顧問名簿については、皆川先生に確認をいただき修正
- 3) 議案書の活動報告は主要な議事をまとめた内容にした。

### 3. 3 会則・細則の見直し検討

- 1) 会則・細則で実質的に運営を行っている運営委員会と理事会を統合し、理事会の運営方法を検討
- 2) 理事数の見直しと理事会運営に関する検討
- 4) 名誉会長、相談役をなくし必要に応じて復活する等の検討

### 3. 4 新入会員へ委員会活動参加の勧め

- 1) 委員会活動参加の勧め案内を作成し3年以内に入会した方にすすめる。
- 2) 世田谷祭の柏門ブースを手伝ってもらいホームカミングに参加し親睦を図る。

### 3. 5 各委員会の委員増強について

若い会員の方に委員会に参加していただくよう、総会や懇親会などで呼びかけを行う。

### 3. 7 その他全体情報

- 1) 校友会原口会長に、引き続き「在校生への支援」として技術士第一次試験合格者へ受験料を助成することを確認。
- 2) 技術士第一次試験合格祝賀会を開催し修習技術者として柏門への入会と、二次試験を目指すガイダンスを開催し、卒業後も継続的に情報提供を続け縁が切れないようにする。

## 4. 委員会活動報告

### 4. 1 総務委員会

- 1) 理事会・総会に向けての準備・工程案作成
- 2) 通常総会の招待者、顧問、事務局および会員への案内
- 3) 顧問の継続委嘱についてのお知らせおよび新任顧問への委嘱依頼
- 4) 新規入会者の委員会への参加呼びかけ
- 5) 会則及び細則の修正案作成
  - ・会則及び細則変更に関する臨時理事会開催
- 6) 会報誌発送ラベルの作成と印刷
- 7) 会員名簿の管理・更新

### 4. 2 広報委員会

- 1) HPの改善点を検討していく
  - ・新柏門HPの継続運営
  - ・新規情報を継続的に掲載していく
- 2) 都市大ロゴマークの使用許可を取得
  - ・都市大ロゴマークをホームページと名刺に使用する手続き
- 3) メールングリスト配信により会員へ総会案内、CPD見学会案内、講演会、新情報を提供
- 4) 15周年記念会報誌の編集及び出版を実施
- 5) 都市工学科キャリアアップ講義にて技術士制度及び柏門技術士会、第一次試験の説明を実施

### 4. 3 教育委員会

- 1) 技術者倫理の講義担当を皆川教授が副学長就任に伴い変更

- ・都市工学科の必修科目として実施し、5月で終了した。
  - ・都市工学科倫理講義の採点および取り纏めを、松浦委員を中心に実施
- 2) 東名・新東名高速道路見学会
    - ・今年も学生参加者が多くバス満席で実施された。
  - 3) 次年度の都市工学科技術者倫理授業の準備を進め、新たな講師陣とした。
  - 4) 講義はアクティブラーニングとしており、講義の後半はグループごとにテーマに沿った議論をしてもらっている。

#### 4. 4 企画・渉外委員会

- 1) 第46回CPD見学会「渋谷駅再開発事業見学会」の実施（平成30年7月6日）
- 2) 第47回CPD見学会「特許庁見学会」の実施（平成30年11月22日）
- 3) 6/10～11の横浜祭、11/3～4の世田谷祭にて柏門技術士会のパネル展示ブースを実施
- 4) 11/3～4の世田谷祭のホームカミングデーの際に柏門の会員が集まるテーブル設置
- 5) 技術士第一次試験合格お祝い会実施
  - ・挨拶佐藤会長、原口校友会会長、住田部長、乾杯中澤監事、中締安部委員長
  - ・挨拶後PPTにて「第二次試験に向けての情報提供」の説明を行う。
  - ・あしなが技術士さん現状報告、申出4名(金額2.5万円)

#### 4. 5 試験支援委員会

- 1) 技術士試験大学別合格者数の調査
  - ・第一次試験の在学生部門別(4部門)合格者情報を大技連経由で試験センターから入手した。
  - ・都市大は、在学生32名全国大学9位(私学5位)、全体で75名全国大学14位(私学5位)
  - ・環境部門在学生で13名の合格、全国1位の好成績であった。
- 2) 世田谷キャンパスにてTOETC&技術士ガイダンス実施(平成30年5月)
- 3) 横浜キャンパスでは環境と建設部門を対象に技術士ガイダンス実施(平成30年5月)
- 4) 横浜キャンパスで特別講義(技術士補コース)を実施(全14回)
- 5) 平成30年度技術士第一次試験基礎科目・環境分野出題分析を行った。
  - ・平成30年度合格者は29年度と比較して減少した。合格率が環境部門36%、建設34%、機械35%、と低かった事が原因と考えられる。
  - ・今後の技術士特別講座に反映させる。
- 6) 平成30年度「特別講座(技術士補コース)」の反省と平成31年度取組について
  - ・特別講義の受講生からのアンケートで、「環境部門に加えて建設部門の講義実施の要請」があった。30年度は建設部門の専門科目に関する講義を増加した。
  - ・平成31年度は建設部門を更に追加の要請あり。
  - ・TCU機械工学科ガイダンス講師は試験支援委員長安部が行う。白木教授と連絡を取る。

#### 4. 7 事務局

- 1) 年会費納入者数の推移、運営委員会開催スケジュール他
- 2) 柏門技術士会会計管理
  - ・柏門技術士会の月次会計管理。
  - ・年次予算計画及び年次収支報告の作成
- 3) 都市大メールアドレスを取得

- ・各委員会の主要委員の都市大メールアドレスを取得
- 4) 都市大サーバーの利用申請
- ・都市大サーバーの柏門会員メーリングリスト利用
  - ・都市大サーバーのストレージ利用

以上

# 第2号議案 第15期 収支報告

## 東京都市大学 柏門技術士会 第15期 収支決算報告書

(平成 30年4月1日～平成 31年3月31日)

### 1. 収入の部

(単位:円)

科目	第15期 予算	実績	実績－予算	備考
会費収入	500,000	441,000	△ 59,000	96人×7,000-会員設定(1~5千円)による減(予定:100人×5千円)
行年会費	150,000	189,000	39,000	総会懇親会会費及びお祝い金
協賛広告費	100,000	100,000	0	2社×50千円
雑収入	910,000	359,202	△ 550,798	校友会:技術士第一次試験助成金319千円29名、IPEJ:協定に基づく交通雑費収入(実費支給化)
当期収入合計	1,660,000	1,089,202	△ 570,798	
前期繰越金	1,322,654	1,322,654	0	
収入総合計	2,982,654	①2,411,856	△ 570,798	

### 2. 支出の部

科目	第15期 予算	実績	実績－予算	備考(増減理由等)
事務用品費	51,000	27,920	△ 23,080	事務用品、受験参考書等の購入減
印刷・通信費	68,000	48,789	△ 19,211	16期総会往復葉書経理処理遅れ
行年会費	220,000	209,553	△ 10,447	世田谷・横浜祭での備品等の流用による減
会報誌、広報	284,000	304,560	20,560	15周年特集を日本建設新聞に追加掲載
委員会費	53,000	56,362	3,362	IPEJ交通費補助:会員への実費支給⇒担当者一律1000円/日への不足分を委員会費で負担
渉外費他	984,000	394,884	△ 589,116	技術士第一次試験助成金(319千円/29名:80名想定)
当期支出合計	1,660,000	②1,042,068	△ 617,932	
次期繰越金	1,126,428	③1,369,788	243,360	
支出総合計	2,786,428	2,411,856	△ 374,572	

### 3. ③残高(次期繰越金)

①収入の部－②支出の部	①2,411,856	②1,042,068	③1,369,788	平成31(2019)年3月31日現在残高
-------------	------------	------------	------------	----------------------

監査の結果、上記決算内容は適正であると認めます。 令和 元(2019)年 5月 13日

監事

中澤 真



監事



## 第15期 当期支出内訳

科目	第15期予算		第15期支出		備考
	内訳項目	内訳品名	予算内訳	支出実績	
<b>事務用品費</b>		<b>51,000</b>		<b>27,920</b>	<b>△ 23,080</b>
①会報誌・総会	封筒	5,000	9,269	1,269	
②事務局	発送用あて先ラベル、インク等	3,000			
③技術士試験支援	封筒、事務用品他	23,000	2,667	△ 20,333	
	受験参考書	20,000	15,984	△ 4,016	
<b>印刷・通信費</b>		<b>68,000</b>		<b>48,789</b>	<b>△ 19,211</b>
①第16回理事会・第14期総会	資料印刷費(70部)	0	16,028	16,028	
②第17回理事会・第15期総会	案内往復葉書(200枚)	25,000	0	△ 25,000	往復葉書は16期に購入
③柏門案内	パンフレット(500部)作成費	0	0	0	
④会報誌14号	送付費用	33,000	28,818	△ 4,182	
⑤世田谷祭	資材運搬費	2,000	0	△ 2,000	
⑥横浜祭	資材運搬費	2,000	0	△ 2,000	
⑦事務局	新規入会者等郵送代	5,000	3,533	△ 1,467	
⑧技術士試験支援	資料等印刷費	1,000	410	△ 590	
<b>行年会費</b>		<b>220,000</b>		<b>209,553</b>	<b>△ 10,447</b>
①第16回理事会・第14期総会	懇親会費用	150,000	207,879	△ 2,121	
②世田谷祭	講演会講師謝礼	50,000			
③横浜祭	会場設営・設備補助	10,000			
④世田谷祭	ポスター準備・会場設営他	2,000	0	△ 5,000	
⑤世田谷祭	世田谷祭実行委員会対応	3,000	1,674	△ 3,326	
⑥横浜祭	ポスター準備・会場設営他	2,000			
⑦横浜祭	横浜祭実行委員会対応	3,000			
<b>会報誌、広報</b>		<b>284,000</b>		<b>304,560</b>	<b>20,560</b>
①会報誌14号	テープ起こし費用	54,000	245,700	11,700	テープ起こし量削減
②HP維持費	会報誌印刷代(550部)	180,000			全面モノクロ印刷
③日本建設新聞	HP用サーバーの賃借料	40,000	26,460	△ 13,540	
④都市大新聞	15周年記念特集掲載料	0	32,400	32,400	
	広告等掲載料(技術士試験関連)	10,000	0	△ 10,000	
<b>委員会費</b>		<b>53,000</b>		<b>56,362</b>	<b>3,362</b>
①交通費補助	技術士関連広報活動	25,000	42,062	17,062	
②委員会会議	会場費	16,000	4,300	△ 11,700	
③寄付講座	講師交通費	12,000	10,000	△ 2,000	
<b>渉外費他</b>		<b>984,000</b>		<b>394,884</b>	<b>△ 589,116</b>
①他大学技術士会等	総会・懇親会・シンポ参加費	0	0	0	
②新東名見学会後援	講師(6名)への手土産	8,000	0	△ 8,000	
③見学会(6月)	見学先への手土産	3,000	2,160	△ 840	
④見学会(11月)	見学先への手土産	3,000	0	△ 3,000	
⑤大学顧問との懇談会	弁当・お茶・菓子代	27,000	27,216	216	
⑥事務局	協賛先等へのお礼	43,000	41,324	△ 1,676	お礼、手土産代増
⑦技術士第一次試験助成金	申請者への助成金支給(80名@11,000円)	900,000	324,184	△ 575,816	助成金申請者29名
⑧技術士第一次試験合格祝賀会	祝賀会費用(合格者超過分)	0	0	0	企画渉外委員会内で処理
<b>当期支出合計</b>		<b>1,660,000</b>	<b>1,660,000</b>	<b>1,042,068</b>	<b>△ 617,932</b>
			<b>760,000</b>	<b>717,884</b>	←助成金予算・支出を除く

## 第3号議案 会則の変更

### 3.1 柏門技術士会会則変更の主旨

#### 1) 柏門技術士会運営上の課題

柏門技術士会は平成15年に発足以来15年が経過しました。発足当時は会員活動の活性化と会の運営を軌道に乗せるために、多くの会員の皆様のお力が必要なことから、会員60名が理事に就任し、様々な取り組みを経て活動を継続してまいりました。多くの先輩諸氏のご活躍・ご尽力のお陰で、300余名の会員と5委員会が、運営委員会を中心に、母校の東京都市大学とも良好な関係をもって、活動する体制を築くことが出来ました。

現行の会則では、理事会にて(1)臨時総会に提案する諸事項、(2)その他、会長が必要と認めた事項が審議されることとなっております。しかし、定員60名の理事会では、招集及び承認の手続きに多くの時間と手間が掛かります。そのため、実際の運用では、毎月開催される運営委員会において、会長、副会長、5委員会委員長、事務局長他の合議により、本会の運営に必要な諸事項が決定および実施されています。総会と同時期に開催される理事会では、事後承諾となる事項も含まれるようになりました。

以上の状況から柏門技術士会会則の運営上の課題を以下に列記いたします。

- ・理事が60名と多く、理事会を適宜に開催することが難しい。
- ・実質的に運営委員会が本会の運営を進めている。
- ・総会と同時に開催する理事会では、事後承諾になる事項が生じてしまう。

#### 2) 会則変更の方針

上記課題に対応するため、発足時の運営体制から、現行の活動に適した運営体制に移行する時期に来ているものと考えます。具体的には、毎月開催されている運営委員会を理事会とする事により、継続的に活発な活動を進める上で必要な、諸課題等への迅速な対応を可能と致します。この様な考えから、会則変更の方針を以下に示します。

- ・理事定員を60名から10名以内に変更し、現在の運営委員会を理事会とする。
- ・臨時理事会の決議に基づき、10名の理事の選定を会長に一任する。
- ・会則の変更に対応して、細則を変更する。

#### 3) その他の変更

役職に関してはこれまで空席であった名誉会長をなくし、必要に応じて復活するものといたします。相談役は会の運営にご指導、ご協力をいただく顧問に統合するよういたします。

以上の方針に従い、会則の変更案を別紙に示します。

平成31年6月1日

柏門技術士会  
会長 佐藤貢一

## 第3号議案 会則の変更

### 3. 2会則変更案

現行：東京都市大学 柏門技術士会 会則（平成30年06月30日施行）	変更案：東京都市大学 柏門技術士会 会則（2019年6月1日施行）
第1章 総 則	第1章 総 則
<p>(名称)</p> <p>第1条 本会は、<del>「東京都市大学 柏門技術士会」</del>と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 <del>本会は下記の目的をもって設立する。</del> 本会は、東京都市大学並びにその前身校（以下、<del>「本学」という</del>）を卒業した技術士、技術士補及び修習技術者で構成し、<del>七、</del>会員相互の交流、研鑽に併せて本学の教育、研究への協力、支援、発展に寄与し、もって社会に貢献することを目的とする。</p> <p>(活動)</p> <p>第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 技術士継続研鑽（CPD）に関する講演会、見学会、研究会の開催。<del>。</del></li> <li>(2) 本学の学生、大学院生及び卒業生への技術士第一次試験<del>+</del>第二次試験の受験並びに資格登録に関する支援。<del>。</del></li> <li>(3) 修習技術者<del>に対する</del>資格登録及び技術士第二次試験受験に関する支援。<del>。</del></li> <li>(4) 本学の教育・研究の場において、実務経験に基づく教育・研究への協力<del>+</del>支援。<del>。</del></li> <li>(5) 本学の産官学連携や生涯学習への支援。</li> <li>(6) 公益社団法人日本技術士会が行う事業への協力<del>+</del>支援。<del>。</del></li> <li>(7) その他、本会の目的を達成する為に必要な活動。<del>。</del></li> </ol> <p>(事務局)</p> <p>第4条 本会は、事務局を本学世田谷キャンパスに置く。</p>	<p>(名称)</p> <p>第1条 本会は、<u>東京都市大学柏門技術士会</u>と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 本会は、東京都市大学並びにその前身校（以下「<u>本学</u>」という。）の卒業生若しくは在学生のうち、<u>会則第5条で規定される会員が</u>、会員相互の交流、研鑽に併せて本学の教育、研究への協力、支援、発展に寄与し、もって社会に貢献することを目的とする。</p> <p>(活動)</p> <p>第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 技術士継続研鑽（CPD）に関する講演会、見学会、研究会の開催</li> <li>(2) 本学の学生、大学院生及び卒業生への技術士第一次試験<u>又は</u>第二次試験の受験並びに資格登録に関する支援</li> <li>(3) 修習技術者<u>への</u>資格登録及び技術士第二次試験受験に関する支援</li> <li>(4) 本学の教育・研究の場において、実務経験に基づく教育・研究への協力<u>及び</u>支援</li> <li>(5) 本学の産官学連携や生涯学習への支援</li> <li>(6) 公益社団法人日本技術士会が行う事業への協力<u>及び</u>支援</li> <li>(7) その他、本会の目的を達成する為に必要な活動</li> </ol> <p>(事務局)</p> <p>第4条 本会は、事務局を本学世田谷キャンパスに置く。</p>
第2章 会 員	第2章 会 員
<p>(会員)</p> <p>第5条 本会は、次の会員で構成される。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 個人会員：本学を卒業生<u>もしくは</u>在學生で、技術士、技術士補、修習技術者のいずれかの資格を有する<u>もの</u>及び理事会が承認した<u>もの</u></li> <li>(2) 賛助会員 <del>(個人、企業)</del>：本会の目的に協賛された<u>もので</u>理事会が承認した<u>もの</u></li> <li>(3) 特別会員：本会の活動に<u>おいて</u>貢献した<u>もので</u>理事会が承認した<u>もの</u></li> </ol>	<p>(会員)</p> <p>第5条 本会は、次の会員で構成される。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 個人会員 本学<u>の</u>卒業生<u>若しくは</u>在學生で、技術士、技術士補、修習技術者のいずれかの資格を有する<u>者</u>及び理事会が承認した<u>者で、本会の目的に賛同して入会した者</u></li> <li>(2) 賛助会員 本会の目的に協賛し、理事会が承認した<u>者又は企業及び団体</u></li> <li>(3) 特別会員 本会の活動に貢献し、<u>理事会が承認した者</u></li> </ol>

<p>(入会) 第6条 別途、細則に定める規定によるものとする。</p> <p>(会費) 第7条 別途、細則に定める規定によるものとする。</p> <p>(資格の喪失) 第8条 会員は、次の事由によりその資格を喪失する。 (1) 退会の届出 (2) 死亡 (3) 除名</p> <p>(退会) 第9条 別途、細則に定める規定によるものとする。</p> <p>(除名) 第10条 別途、細則に定める規定によるものとする。</p> <p>(会員原簿) 第11条 本会は会員原簿を備える。入会申込書に基づき会員として原簿に記載する。また、会員の資格を失った者があるときはこれを原簿から抹消する。</p>	<p>(入会) 第6条 別途、細則に定める規定によるものとする。</p> <p>(会費) 第7条 別途、細則に定める規定によるものとする。</p> <p>(資格の喪失) 第8条 会員は、次の事由によりその資格を喪失する。 (1) 退会の届出 (2) 死亡 (3) 除名</p> <p>(退会) 第9条 別途、細則に定める規定によるものとする。</p> <p>(除名) 第10条 別途、細則に定める規定によるものとする。</p> <p>(会員名簿) 第11条 本会は会員名簿を備える。 2 入会申込書に基づき、会員として会員名簿に記載する。 3 除名により会員の資格を失った者があるときは、これを会員名簿から抹消する。</p>
<p style="text-align: center;">第3章 役員</p> <p>(役員) 第12条 本会に次の役員を置く。 <del>名誉会長 1名</del> 会長 1名 副会長 若干名 事務局長 1名 理事 <del>15名以上</del> 60名以内 監事 2名</p> <p>2. 役員は、本会の会員でなければならない。 3. <del>名誉会長、</del>会長、副会長、事務局長は、理事を兼ねるものとする。 4. 監事は、専任とし、理事との兼務は出来ないものとする。 5. 理事より任期の途中にて退任の申し出があった際には、会長が正当な理由と判断した場合、退任を受理し、次期総会にて報告する</p>	<p style="text-align: center;">第3章 役員</p> <p>(役員) 第12条 本会に次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 若干名 (3) 事務局長 1名 (4) 理事 10名以内 (5) 監事 2名</p> <p>2 役員は、本会の会員でなければならない。 3 会長、副会長、事務局長は、理事から選出する。 4 監事は、専任とし、理事との兼務は出来ないものとする。 5 理事より任期の途中にて退任の申し出があり、会長が正当な理由と判断した場合は、退任を受理し、次期総会にて報告する。</p>

(選任)

第13条 理事及び監事は、総会において、立候補者並びに被推薦者の中から選出する。

2. ~~名誉会長は、理事会の議を経て会長がこれを委嘱する。~~
3. 会長は、理事の互選により選出する。
4. 副会長、事務局長は会長の指名により選出する。
5. 役員に欠員が生じたときの補充は、理事会において決定する。~~この場合~~、会長はその結果を次期総会に報告しなければならない。

(職務)

第14条 ~~名誉会長は、本会活動の重要事項について会長の諮問に応じ、または総会、理事会、運営委員会等に出席して意見を述べる事ができる。~~

- ~~2.~~ 会長は、本会を代表し、会務を総括すると共に、総会、理事会及び運営委員会の議長を務める。
- ~~3.~~ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。
- ~~4.~~ 事務局長は、当会の事務局の活動を統括する。
- ~~5.~~ 理事は、理事会を組織して本会の重要事項を審議・決定する。
- ~~6.~~ 監事は、本会の経理状況及び活動の執行状況を監査する。また監事は、~~総会、理事会、運営委員会等に出席して、意見を述べる事ができる。~~

(任期)

第15条 役員任期は2年間とする。~~但し~~、次期総会までは継続して職務を遂行するものとする。また、再任は妨げないものとする。

2. 欠員の補充により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(最高顧問、顧問、~~相談役~~)

第16条 本会に、最高顧問、顧問、相談役を置くことができる。

2. 最高顧問、~~顧問、相談役~~は本会の活動に賛同し、本会の発展・拡大に協力する個人とする。
3. 最高顧問、~~顧問、相談役~~は理事会の議を経て、会長がこれを委嘱し、事務局は委嘱状を発行する。
4. 最高顧問、~~顧問、相談役~~は本会の活動に関する重要事項について、会長の諮問に応じ、~~または総会、理事会、運営委員会等に出席して、意見を述べる事ができる。~~
5. ~~相談役は、最高顧問、顧問、会長経験者及び本会の発展に顕著なる貢献者に委嘱する。~~

(報酬)

第17条 役員及び最高顧問、~~顧問、相談役~~は無報酬とする。

(選任)

第13条 理事及び監事は、総会において、立候補者並びに被推薦者の中から選出する。

- 2 会長は、理事の互選により選出する。
- 3 副会長、事務局長は、会長の指名により選出する。
- 4 役員に欠員が生じたときの補充は、理事会において決定し、会長はその結果を次期総会に報告しなければならない。

(職務)

第14条 会長は、本会を代表し、会務を総括すると共に、総会、理事会の議長を務める。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。
- 3 事務局長は、本会の事務局の活動を統括する。
- 4 理事は、理事会を組織し、この会則に定めるところにより職務を執行する。
- 5 監事は、本会の経理状況を監査して会計監査報告書を作成し、次期総会に報告する。
- 6 監事は、理事の職務の執行状況を監査して監査報告を作成し、次期総会に報告する。
- 7 監事は、総会、理事会等に出席して、意見を述べる事ができる。

(任期)

第15条 役員任期は2年間とする。ただし、次期総会までは継続して職務を遂行するものとする。また、再任を妨げない。

- 2 欠員の補充により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(最高顧問、顧問)

第16条 本会に、最高顧問、顧問を置くことができる。

- 2 最高顧問及び顧問は、本会の活動に賛同し、本会の発展・拡大に協力する個人とする。
- 3 最高顧問及び顧問は、理事会の議を経て、会長がこれを委嘱し、事務局は委嘱状を発行する。
- 4 最高顧問及び顧問は、本会の活動に関する重要事項について、会長の諮問に応じる。
- 5 最高顧問及び顧問は、総会、理事会等に出席して、意見を述べる事ができる。

(報酬)

第17条 役員、最高顧問及び顧問は、無報酬とする。

## 第4章 会議

(種類)

第18条 本会の会議は、総会~~、理事会及び運営委員会~~とする。

2. 総会は、会員をもって構成する。
3. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
4. 通常総会は、年1回の開催とする。
5. 臨時総会は、理事会において必要と認めたときに開催する。
6. 理事会は、理事をもって構成し、~~1年に1回~~の開催を原則とし、必要に応じ、~~随時開催する。~~
7. ~~運営委員会は、会長、副会長、事務局長、各委員会委員長及び会長が指名する者をもって構成し、1月に1回の開催を原則とし、必要に応じ随時開催する。~~

(招集)

第19条 会議は、会長が招集する。

(議事)

第20条 総会においては、この会則に定めるものの~~他~~、次の事項を~~議決~~する。

- (1) 活動報告及び決算の承認に関する事項
  - (2) 活動計画及び予算の決定に関する事項
  - (3) その他、総会における~~議決~~が必要と認められた~~重要~~事項
2. 理事会は、この会則に定めるものの~~他~~、次の事項を~~決定~~する。
- (1) 臨時総会に提案する諸事項
  - (2) その他、会長が必要と認められた事項 →(5)
- ~~3. 運営委員会は、次の事項を審議する。~~
- (1) 本会運営に関する~~重要~~事項 →(2)
  - (2) 通常総会の議案検討~~および~~作成 →(3)
  - (3) ~~別に定める支部、部会、委員会等に対する活動の~~支援及び調整 →(4)

(会議の成立)

第21条 総会は、~~年会費納入者の~~2分の1以上の出席（委任状を含む）を~~以って、また~~理事会は、理事の2分の1以上の出席（委任状を含む）を~~以って、それぞれ~~成立する。

(議決)

第22条 総会及び理事会の~~議決~~は、出席者の過半数を~~以って~~決する。

(支部、部会、委員会等)

第23条 本会の目的を達成するために必要であると認めるときは、理事会の~~議決~~を経て、本会に~~支部、部会、委員会等~~を設置することができる。~~これらの~~活動に関する規定は細則に定める。

## 第4章 会議

(種類)

第18条 本会の会議は、総会~~及び~~理事会とする。

2. 総会は、会員をもって構成する。
3. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
4. 通常総会は、年1回の開催とする。
5. 臨時総会は、理事会において必要と認めたときに開催する。
6. 理事会は、理事をもって構成し、~~毎月~~1回の開催を原則と~~するほか~~、必要に応じ~~て~~随時招集できる。

(招集)

第19条 会議は、会長が招集する。

(議事)

第20条 総会においては、この会則に定めるものの~~ほか~~、次の事項を~~決議~~する。

- (1) 活動報告及び決算の承認に関する事項
  - (2) 活動計画及び予算の決定に関する事項
  - (3) その他、総会における~~決議~~が必要と認められた事項
2. 理事会は、この会則に定めるものの~~ほか~~、次の事項を~~決議~~する。
- (1) 臨時総会に提案する諸事項
  - ~~(2)~~ 本会運営に関する事項
  - ~~(3)~~ 通常総会の議案検討~~及び~~作成に関する事項
  - ~~(4)~~ 細則に定める委員会等の活動への支援及び調整に関する事項
  - ~~(5)~~ その他、会長が必要と認められた事項

(会議の成立)

第21条 総会は、~~前年度の年会費納入済みの個人会員の~~2分の1以上の出席（委任状を含む。）を~~もって成立する。~~

~~2~~ 理事会は、理事の2分の1以上の出席（委任状を含む。）を~~もって~~成立する。

(決議)

第22条 総会及び理事会の~~決議~~は、~~前条の~~出席者（委任状を含む。）の過半数を~~もって~~決する。

(委員会等)

第23条 本会の目的を達成するために必要であると認めるときは、理事会の~~決議~~を経て、本会に委員会等を設置することができる。

~~2~~ 委員会等の活動に関する規定は細則に定める。

第5章 資産、会計及び事務局

(経費)

第24条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(帳簿)

第26条 本会は、次の帳簿を備え付ける。

- (1) 会員~~原簿~~
- (2) 金銭出納簿
- (3) 会費、寄付金等収入簿
- (4) その他必要な帳簿、書類等

(決算)

第27条 会長は、毎会計年度終了後~~一~~次の書類を作成し、理事会の議を経て、監事の監査を受け、通常総会に提出しなければならない。

- (1) 活動報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 剰余金処分案又は欠損金処分案

(予算)

第28条 会長は、~~毎年度、~~次年度に係わる次の書類を作成し、理事会の議を経て、通常総会に提出しなければならない。

- (1) 活動計画書
- (2) 収支予算書

(事務局)

第29条 本会の事務処理のため、事務局を置く。

第6章 会則の変更と解散

(会則変更)

第30条 この会則の変更は、会員からの変更提案を受け、理事会~~における審議~~を経て総会の~~議決~~により決定する。

(解散)

第31条 本会は、理事会の議を経て総会の~~議決~~により解散することができる。

- 2. 解散時に剰余金及び剰余資産あるときは、これを本学に寄付する。

第5章 資産、会計事務局

(経費)

第24条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(帳簿)

第26条 本会は、次の帳簿を備え付ける。

- (1) 会員~~原簿~~**名簿**
- (2) 金銭出納簿
- (3) 会費、寄付金等収入簿
- (4) その他必要な帳簿、書類等

(決算)

第27条 会長は、毎会計年度終了後~~一~~**に**次の書類を作成し、理事会の議を経て、監事の監査を受け、通常総会に提出しなければならない。

- (1) 活動報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 剰余金処分案又は欠損金処分案

(予算)

第28条 会長は、次年度に係わる次の書類を作成し、理事会の議を経て、通常総会に提出しなければならない。

- (1) 活動計画書
- (2) 収支予算書

(事務局)

第29条 本会の事務処理のため、事務局を~~総務委員会の中に~~**に**置く。

第6章 会則の変更と解散

(会則変更)

第30条 この会則の変更は、会員からの変更提案を受け、理事会~~の~~議を経て総会の~~議決~~**決議**により決定する。

(解散)

第31条 本会は、理事会の議を経て総会の~~議決~~**決議**により解散することができる。

- 2 解散時に剰余金及び剰余資産**が**あるときは、これを本学に寄付する。

<p style="text-align: center;">第7章 補 則</p> <p>第32条 この会則に必要な細則は、理事会において定める。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 補 則</p> <p>第32条 この会則に必要な細則は、理事会において定める。</p>
<p style="text-align: center;">第8章 附 則</p> <p>1. この会則は、本会設立の日（平成15年9月20日）から施行する。</p> <p><del>2. 本会の最初の会計年度は、第25条の規定に係わらず、本会設立の日に始まり平成16年8月31日に終わる。</del></p> <p><del>但し、本会の設立に必要な準備に支弁した経費は会の経費としてこれを経理する事ができる。</del></p> <p><del>3. 平成21年4月1日、本学の校名変更に伴い第1条の名称は東京都市大学 柏門技術士会に変更する。</del></p> <p><del>4. 第12期は第25条 会計年度変更に伴い、期年度を平成26年9月1日～平成28年3月末日の19ヶ月とし、会費は期毎の徴収とする。通常総会、理事会は第18条4項に係らず、原則1期1回とする。</del></p> <p><del>5. 第12期の役員任期は第15条の規定に係らず平成28年3月末日までとする。</del></p>	<p style="text-align: center;">第8章 附 則</p> <p>1. この会則は、本会設立の日（平成15年9月20日）から施行する。</p> <p><u>2. この会則は、平成30年6月30日から施行する。</u></p> <p><u>3. この会則は、2019年6月1日から施行する。</u></p>

## 第4号議案 第16期 活動計画

総務委員会 活動計画		
委員会の分掌事項	会員の動向の把握および会員名簿の管理、顧問委嘱手続き、会則、細則の制定・改訂等の原案作成、総会の開催に関する一切の事項、他委員会の活動支援	
委員	委員長：浅野 研一 副委員長：小原 丈二 委員：稲沢 達也、鈴木 修、安藤 慎一郎、三浦 聡、荒川 興一	
第16期の活動計画		
活動項目	活動の目的・実施内容等	実施予定 (年月等)
1. 委員会の開催、情報交換	・総務委員会文章事項に関する協議及び情報交換	数回/年
2. 会則・細則の改定	・会則・細則に関する修正・提案事項の検討および改定案の作成 ・第16期総会にて、会則・細則の改定の実施	必要により検討実施 第16期総会にて改定実施
3. 第16期総会の開催	・議案書の作成 ・会員への連絡 ・会場の準備および運営 ・懇親会の準備および開催	2019年6月1日
4. 顧問の委嘱手続き	・大学教員の異動に伴う、顧問の見直しおよび委嘱依頼	2019年6月
5. 会員名簿管理	・新規会員の入会、転居・転職等の会員情報の変更、退会・逝去等の情報の登録 ・会員数の把握	随時
6 他の委員会への活動支援	・大学講義の実施や技術士ガイダンス ・一次試験合格祝賀会 ・大学祭ブース出展 等へ支援	随時
第17期以降の活動方針（中期的な活動方針）		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・柏門技術士会が活動し易いように、随時会則及び細則の見直しを行っていく。</li> <li>・転勤や定年などにより連絡先が不明とならるように、メルマガや総会の案内などを通じて、随時会員の動向を把握する。</li> <li>・各委員会に若手の委員が参加できるよう、行事等を通じて声掛けをしていく。</li> <li>・長期的に技術士会員数を増やすために、大学事務局や顧問の先生方との交流会を実施して、大学全体の技術士制度に対する理解を深めていく（交流会は隔年実施。次回は17期に実施予定）</li> <li>・技術士制度ガイダンスの実施や学祭のブースでの説明、大学講義での技術士制度の説明の充実などを、関係する委員会等と協力して実施していく。</li> </ul>		

広報委員会 活動計画		
委員会の分掌事項	会報誌の作成・発行、ホームページの運営管理、会員への広報活動	
委員	委員長：石川 善信 副委員長：服部 尚道 委員：鳥養 茂、近藤 晴雄、山浦 武彦、嶋矢 剛、山川 和弘、松本 辰男、中林秀和	
第 16 期の活動計画		
活動項目	活動の目的・実施内容等	実施予定 (年月等)
1. 会報誌の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会報誌第16号の作成の企画・編集・印刷・発行等</li> <li>・会報誌16号の作成は6月の総会記事を掲載し、9月に初旬に発送</li> </ul>	2019年6月～
2. ホームページの運営管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページの運用</li> <li>・運営委員会議事録の掲載</li> <li>・CPD 見学会報告などのニュースを掲載</li> <li>・大学の発展の経過をアーカイブスとして掲載</li> </ul>	通年
3. 会員への広報活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メールマガジンを活用しCPD 見学会などの情報を会員へ発信する。</li> </ul>	通年
4. 都市大学生への広報活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市工学科3年生を対象としたキャリア研修にて「技術士制度」の紹介</li> <li>・環境情報学部特別講義にて「技術士制度」の紹介</li> <li>・世田谷キャンパス、横浜キャンパスにおける技術士ガイダンスの開催を都市大に広報する。</li> </ul>	通年
第 17 期以降の活動方針（中期的な活動方針）		
大学でのガイダンス等イベントをメールマガジンにて紹介して、メールマガジンの拡充を進める。		

## 教育委員会 活動計画

委員会の分掌事項	特別講義（ケーススタディ）、その他の教育と指導に関する企画と運営
委員	委員長：松浦 弦三郎 副委員長：林 克彦 委員：松本 芳幸、油井 理、街道 浩、（丸山 信） （小原 丈二、服部 尚道、明官 均）

### 第 16 期の活動計画

活動項目	活動の目的・実施内容等	実施予定 (年月等)
1. 委員会の開催、情報交換	大学より依頼の講義の向上のため、実施後の反省、次回テーマの選定、日程調整などを行う。講義実施時は講師以外の者も出来る限り参加し討議補助をするよう調整する。	会議は年 2 回程度、その他メールにより随時調整
2. 特別講義（ケーススタディ）	例年通り、都市工学科より依頼の「技術者倫理」（3 年・必修）を緑土会（学科 OB 会）との「共同寄付講座」として、全講義時間の半分（7 回）行う。講師以外も補助する。	2019 年 4~5 月
3. その他の教育と指導に関する企画と運営	NPO「高速道路友の会」が主催する「東名・新東名見学会」を後援し、説明者（ボランティア）を派遣する。その他、見学会を先生側に提案する。	2019 年 7 月頃
4. 技術士・技術士補の受験支援	14 期より技術士試験支援実行委員会が本学在学学生等に対して本格的な受験支援の活動を始めたことから、状況に応じて補佐的支援を行う。	随時、必要の際調整する
5. その他	現在の具体的な活動は大学からの依頼に基いていることもあり、都市工学科中心となっているが、他学部学科に対しても、需要に応じて、今後積極的に対応していく。	随時、必要の際調整する

### 第 17 期以降の活動予定（中期的な活動方針）

大学における人材育成は、社会の要請に基づいた教育をより重視していく方向にある。そのような教育環境を踏まえ、大学での講義は大学から依頼があることが必須であるため、「東京都市大学アクションプラン 2030」（「時代の要請に取り組み」という記述あり）に沿った具体的な講義プランに従って、どのような支援・協力が出来るのかを大学側と十分なコミュニケーションを取りながら活動していく。

また、現在実施している講義等については、大学側の希望・時代の要請などを取り込みながら質的向上を計り、継続するべく努める。なお、学生教育については大学に加え、学科卒業生の会（所謂 OB 会）等が活動をされている場合もあり、関係者との十分な調整の基に活動する。

## 企画渉外委員会 活動計画

委員会の分掌事項	見学会、講演会、その他行事等の企画・運営並びに日本技術士会との交流と情報交換
委 員	委員長：下條信幸 副委員長：北村 敏 委 員：田部井哲夫、尾崎正明、森久保武史、藤本健、永井佑樹

### 第 16 期の活動計画

活動項目	活動の目的・実施内容等	実施予定 (年月等)
1. 委員会の開催、情報交換	会員へのサービスを反映した CPD 行事、交流会の企画検討を行う。 世田谷祭、横浜祭の展示準備及び見学会の企画検討を行う。	適宜
2. 世田谷祭・横浜祭での 本会 PR ブースの開設	学生・教職員・大学事務局への“技術士制度&技術士“の啓発活動、柏門技術士会活動の PR、技術士第一次試験奨励活動を具体的にすすめる。	2019 年 世田谷祭 10 月 横浜祭 6 月
3. 見学会、講演会の開催	CPD 活動の一環及び会員への交流として見学会・講演会を企画する。	2019 年 6 月、11 月頃
4. 技術士第一次試験合格者 お祝いの会	一次試験合格者の在校生との交流を深めるとともに、将来の第二次試験に向けての情報を提供する。	2020 年 2 月頃
5.		

### 第 17 期以降の活動方針（中期的な活動方針）

会員相互の交流のために、多くの会員が参加できる CPD 見学会、講演会等を企画していく。  
 学生に技術士受験の推進のための広報活動を積極的に行う。  
 技術士第一次試験合格者との交流が大切であることから、今後合格者が増加したことを検討する。  
 新規にホームカミングデーにて柏門技術士会の PR 方法を検討する。

試験支援委員会 活動計画		
委員会の分掌事項	技術士制度のガイダンス及び特別講義の実施、その他の技術士資格取得に関する企画と運営	
委員	委員長：安部 毅 副委員長：小林 洋一 委員：近藤 晴雄、小林 政徳、進藤 敏則、永田 嘉和、永尾浩一	
第 16 期の活動計画		
活動項目	活動の目的・実施内容等	実施予定 (年月等)
1. 横浜キャンパス 特別講義 (技術士補コース)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境・メディア情報学部共通、2年生を対象に前期全 14 回の講義を実施する。</li> <li>・技術士制度、メリット、学び方等を伝え、第一次試験合格レベル向上を目標とする。</li> </ul>	2019 年 4 月～9 月
2. 受験ガイダンスの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜と世田谷の両キャンパスにて実施する（全学年、全学部対象）。</li> <li>・世田谷では、外部講師を招き TOEIC 対策と合同で実施する。</li> </ul>	2019 年 5 月
3. 模擬試験の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校事務局と連携し、横浜、世田谷キャンパスで実施し、在校生の受験者増を図る。</li> <li>・採点と激励コメントにより、モチベーション向上を図り、合格率向上を目指す。</li> </ul>	2019 年 8 月
4. その他、試験奨励活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械工学科における新入生の機械工学セミナーで、技術士制度の説明を実施する。</li> <li>・都市工学科における 3 年生のキャリア開発の講義で、技術士試験の説明を実施する。</li> </ul>	2019 年 4 月～7 月
5. 学内広報活動 (広報委員会と連携)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受験支援制度、受験ガイダンス、模擬試験等について、学内掲示版等で広報する。</li> <li>・実施するキャンパスだけでなく、他のキャンパスも含め、全学内へ広く PR する。</li> </ul>	適宜
第 17 期以降の活動予定（中期的な活動方針）		
<ul style="list-style-type: none"> <li>* J A B B E 認定されている学生（現在、都市工学科及び機械工学科）を含め、在学中の第一次試験の受験、及び資格取得拡大に向けた検討を行う。（目標：在学生 400 名受験）</li> <li>* 受験ガイダンス、模擬試験の実施、その他の取組を行い、受験者増と合格率向上を図る。横浜、世田谷で定着した取組について、等々力キャンパスを含めた全校全学部への拡大を図る。</li> <li>* 技術士試験の出題傾向や問題の分析を行い、特別講義やガイダンス等に反映させるとともに、必要に応じ大技連での情報交換、日本技術士会への情報提供を行い、質の向上、制度の充実を図る。</li> <li>* 第一次試験の対策にとどまらず、第一次試験を通過した会員等への第二次試験取得のための支援活動について検討を行う。</li> </ul>		

# 第5号議案 第16期 収支予算

## 東京都市大学 柏門技術士会 第16期 収支予算案

平成31(2019)年4月1日～令和2(2020)年3月31日)

### 1. 収入の部

単位 :円)

科目	第15期 実績	第16期 予算	増減 (6期-15期)	備考
会費収入	441,000	450,000	9,000	年会費 :100人 × (～5千円)
行展会費	189,000	105,000	△ 84,000	総会会費 :35人 × 3千円
協賛広告費	100,000	100,000	0	2社 × 50千円
雑収入	359,202	600,000	240,798	校友会の第一次試験助成金550千円 50名合格 想定) PEJとの協定に基づく(交通雑費収入 実費)
当期収入合計	1,089,202	1,255,000	165,798	
繰越金	1,322,654	1,369,788	47,134	
<b>収入総合計</b>	<b>2,411,856</b>	<b>① 2,624,788</b>	<b>212,932</b>	

### 2 支出の部

科目	第15期 実績	第16期 予算	増減 (6期-15期)	備考 増減理由)
事務用品費	27,920	38,000	10,080	前年同様予算。メール送信増を踏まえて封筒など 通信用品費 13千円減
印刷・通信費	48,789	85,000	36,211	新規入会者増を見込み、会報誌郵送費を増額 乃 お前期末処理の往復葉書代を追加)
行展会費	209,553	127,300	△ 82,253	通常総会+講演にて減額
会報誌、広報	304,560	259,000	△ 45,560	通常会報誌を安価化、会のHP維持費は前期実 績で減 ※本学サーバー利用による減額検討
委員会費	56,362	66,000	9,638	広報活動の前期実績 今期予定およびPEJ補助 額減に伴い増額
渉外費他	394,884	634,000	239,116	技術士第一次試験助成金 550千円 50名)
当期支出合計	1,042,068	② 1,209,300	167,232	
繰越金	1,369,788	③ 1,415,488	45,700	
<b>支出総合計</b>	<b>2,411,856</b>	<b>2,624,788</b>	<b>212,932</b>	

### 3. ③残高 (次期繰越金)

①収入の部-②支出の部	① 2,624,788	② 1,209,300	1,415,488	令和2 (2020)年3月31日時点残高予想
-------------	-------------	-------------	-----------	------------------------

## 第16期 当期支出予算内訳 案)

科目	第16期 予算		備考
	内訳項目	内訳品名 予算内訳	
<b>事務用品費</b>		<b>38,000</b>	
①会報誌 総会	封筒	5,000	前期予算同様
②事務局	封筒、事務用品他	10,000	メール送信増を踏まえて -13,000
③技術士試験支援	受験参考書	20,000	前年予算同様
<b>印刷・通信費</b>		<b>85,000</b>	
①第16期総会	資料印刷費 (70部)	0	勤務先でのコピーによりコスト削減
②第17期総会	案内往復葉書 (200枚)	45,000	往復葉書代 :16期(今期)は-5,000 (メール通信増を想定)。なお15期(前期)分を今期で処理+25,000
③柏門案内	パンフレット (500部)作成費	0	作成しない。不足分はカラーコピーする。
④会報誌16号	送付費用	30,000	前期実績 -3,000
⑤世田谷祭	資材運搬費	2,000	前期予算同様
⑥横浜祭	資材運搬費	2,000	〃
⑦事務局	新規入会者等郵送料	5,000	〃
⑧技術士試験支援	資料等印刷費	1,000	〃
<b>行展会費</b>		<b>127,300</b>	
①第16期総会	懇親会費用	62,300	通常総会35名の参加者を見込む 参考 201905見積結果⇒35名@1,780円 -87,700
②世田谷祭	講演会費	50,000	前期実績同様 講演の謝金
③横浜祭	会場設営 設備費	5,000	前期予算50%減 -5,000
④世田谷祭	ポスター準備 会場設営他	2,000	前期予算同様
⑤横浜祭	ポスター準備 会場設営他	2,000	〃
⑥世田谷祭	世田谷祭実行委員会対応	3,000	〃
⑦横浜祭	横浜祭実行委員会対応	3,000	〃
<b>会報誌、広報</b>		<b>259,000</b>	
①会報誌15号	テープ起こし費用	54,000	前期予算同様 講演会 2h×25,000円+税)
②HP維持費	HP用サーバーの賃借料	30,000	前期実績同様-10,000 さらに本学サーバー利用 無料(毎年更新必要)により減を検討
③都市大新聞	広告等掲載料 (技術士試験関連)	10,000	前期同様。新聞会活動再開で広告費計上
<b>委員会費</b>		<b>66,000</b>	
①交通費補助	技術士関連広報活動	45,000	前期実績同様 今期予定およびPEJからの補助実費化を踏まえて増額 +80% (20,000)
②委員会会議	会場費	3,000	前期実績同様 無料施設を利用を基本として減 約-81% (-13,000)
③寄付講座	講師交通費	18,000	PEJからの補助実費化を踏まえて増額 +50% (6,000)
<b>渉外費他</b>		<b>634,000</b>	
①他大学技術士会等	総会 懇親会 シンポ参加費	0	未定のため〇とする
②新東名見学会後援	講師 (6名)への手土産	8,000	前年同様
③見学会 (7月)	見学先への手土産	3,000	〃
④見学会 (1月)	見学先への手土産	3,000	〃
⑤大学顧問との交流会	意見交換会費	27,000	前年同様。意見交換会は簡素に行う。
⑥事務局	協賛先等へのお礼	43,000	前年同様
⑦技術士第一次試験助成金	申請者への助成金支給 (1,000円/人)	550,000	申請者50名を想定 実績29名) 助成金1万 1千円+振込手数料) 前期予算80名-350,000)
⑧技術士第一次試験合格祝賀会	祝賀会費用 (合格者超過分)	0	企画渉外委員会独自会計とするので会計では予算計上しない。
<b>当期支出合計</b>		<b>1,209,300</b>	<b>659,300</b> ←助成金を含まない予算金額20

## 報告事項 1

### 東京都市大学 柏門技術士会 臨時理事会

#### 議 事 録

1. 日 時 平成31年3月1日（金） 17:00～18:15

2. 場 所 自由が丘クラブ 会議室

3. 臨時理事会成立の確認

小原理事（総務委員会）より、次の通り臨時理事会の成立が報告された。

- ・参加理事9名に委任状提出30名を加えて39名であり、これは理事総数47名中半数以上である。よって臨時理事会は成立する。

3. 議 事

(1) 会長挨拶

- ・臨時理事会へ参加頂いた理事の皆様へ、謝意が述べられた。
- ・柏門技術士会がより機動的に活動できるよう、会則・細則の改訂案について審議をお願いしたい。

(2) 審議（会則・細則の改訂）

1) 趣旨説明（資料①）

資料①の「柏門技術士会会則改訂に関する説明」を、小原理事（総務委員）が読み上げた。

2) 資料②の「柏門技術士会会則・細則改訂資料」について、赤字で示された改訂部分の説明を、総務委員の小原が行った。

3) 各条文の改訂案の審議内容

①書式及び用語

- ・「改訂」は誤りの修正を意味するため不適切である。爲光元総務委員長は「改正」を使用。技術士会では「変更」を使用している。（小林理事）技術士会と同様に「変更」を使用することに決定した。（本議事録では、以後「変更」と記載する。）
- ・会則および細則全般に、書式や用語等について、技術士会の「定款」や「規定作成の手引き」等を参考に、再度見直す。

②会則変更案について

- ・変更内容が確認され、会則変更案として総会への提出が承認された。
- ・会則の変更に伴い理事の定員が10名以内に変更されるため、会則承

認後、総会へ報告する10名の理事の選出を、佐藤会長に一任する。

### ③細則変更案について

細則の変更が承認された。ただし、会則の変更と連動する条項については、次回総会で会則が承認されるまでは、変更前の細則に従う。

なお、以下について修正を行った。

- ・会則第9条で、退会について別途、細則で定めるとしながら、対応する細則の条文が無かったため、条文を追加した。
- ・会則第2条および第5条の会員の定義、および細則第8条の会員種別に不整合があったため、細則第8条を修正した。
- ・その他、用語や書体で会則と不整合な箇所について修正を行った。

## 4. 配布資料

- ①柏門技術士会会則改訂に関する説明
- ②柏門技術士会会則・細則改訂（案）

## 5. 理事出席者名簿（9名参加）

※参加9名に委任状30名を加えて計39名（理事47名中）

名前	卒業年	学科
小林 洋一	S48	電気
松本 芳幸	S50	土木
尾崎 正明	S54	電気
林 克彦	S54	土木
小原 丈二	S55	土木
下條 信幸	S56	電気
佐藤 貢一	S60	土木
荒川 興一	H01	土木
服部 尚道	H04（修06）	土木

以上

書記：総務委員 小原丈二

## 報告事項 2 柏門技術士会 細則の変更

変更前 東京都市大学 柏門技術士会 細則 (平成 28 年 06 月 30 日施行)	変更後 東京都市大学 柏門技術士会 細則 (平成 31 年 3 月 1 日施行)																												
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 会則第 32 条の規程によりこの細則を定める。</p> <p>第 2 条 この細則の制定及び変更は、理事会において承認されるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 会則第 32 条の規程によりこの細則を定める。</p> <p>第 2 条 この細則の制定及び変更は、理事会において承認されるものとする。</p>																												
<p style="text-align: center;">第 2 章 会 員</p> <p><del>第 1 条 本学を卒業した者</del>で技術士、技術士補、修習技術者の有資格者で本会の入会申込者を会員として登録する。</p> <p>2. <del>本学を卒業した者</del>で 本会の目的に賛同し、<del>本会に入会を申し出た者</del>を理事会の承認のもと、会員として登録できる。</p> <p><del>第 2 条</del> 会員は、加入申込書に所要事項を記入し事務局に報告するものとする。</p> <p>2. 会員は所要事項に変更が生じた場合、<del>加入</del>申込書に変更事項を記載し届けなければならない。</p> <p><del>第 3 条</del> 会員名簿は、本会事務局に保管する。</p> <p><del>第 4 条</del> 会員名簿は、会員相互のネットワークを構築し、交流・研鑽に有効に活用する為に会員の要請により公開する。ただし、会員の個人情報を守る為に如何なる非会員(組織・個人)にも公開しないものとする。</p> <p><del>第 5 条</del> <del>理事会において</del>、本会の名誉を傷付け、秩序を乱し、本会の目的に反する行為を行ったと認められた会員は<del>会員名簿から、その名前を抹消され会員の資格を失うものとする。</del></p> <p><del>第 6 条</del> 会費は次の通りとし、郵便振込または銀行振り込みを原則とする。ただし、最高顧問、顧問、相談役は会費を徴収しない(会員を除く)。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 会 員</p> <p><del>第 3 条</del> <u>本学の卒業生若しくは在校生で</u>、技術士、技術士補、修習技術者の<u>いずれかの資格を有し</u>、本会の<u>入会希望する者で、第 4 条に従い、本会の入会を申込んだ者</u>を会員として登録する。</p> <p>2 本学の<u>卒業生又は在校生で</u>、本会の目的に賛同し本会<u>の入会を希望した者</u>を、理事会の承認のもと、会員として登録することができる。</p> <p><del>第 4 条</del> <u>本会の入会を希望する者</u>は、<u>入会</u>申込書に所要事項を記入し事務局に提出するものとする。</p> <p>2 会員は所要事項に変更が生じた場合、変更事項を記載し事務局に届けなければならない。</p> <p><del>第 5 条</del> 会員名簿は、本会事務局に保管する。</p> <p><del>第 6 条</del> 会員名簿は、会員相互のネットワークを構築し、交流、研鑽に有効に活用する為に会員の要請により<u>写しを提供</u>する。ただし、会員の個人情報を守る為に如何なる非会員<u>の組織及び個人</u>にも公開しないものとする。</p> <p>(退会)</p> <p><del>第 7 条</del> <u>退会を希望する会員は、その旨を事務局へ届けるものとする。</u></p> <p><u>2 事務局は、退会者を理事会に報告すると共に、会員名簿に退会を記録し、抹消は行わないものとする。</u></p> <p>(除名)</p> <p><del>第 8 条</del> 本会の名誉を傷付け、<u>又は</u>秩序を乱し、<u>又は</u>本会の目的に反する行為を行ったと認められた会員は、<u>理事会の決議によって本会から除名し、会員の資格を失う。</u></p> <p><del>第 9 条</del> 会費は次の通りとし、郵便振込または銀行振り込みを原則とする。ただし、最高顧問<u>及び</u>顧問は会費を徴収しない。</p>																												
<table border="1" data-bbox="261 1203 1163 1480"> <thead> <tr> <th>会員種別</th> <th>年額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><del>個人会員 (70 歳未満)</del></td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td><del>フェロー会員 (70 歳以上)</del></td> <td>1 口以上 (1 口 1,000円)</td> </tr> <tr> <td><del>技術士補・修習技術者</del></td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>特別会員</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>賛助会員</td> <td>1 口以上 (1 口 1,000円)</td> </tr> </tbody> </table> <p><del>*年齢は会費徴収月における満年齢とする</del></p>	会員種別	年額 (円)	<del>個人会員 (70 歳未満)</del>	5,000円	<del>フェロー会員 (70 歳以上)</del>	1 口以上 (1 口 1,000円)	<del>技術士補・修習技術者</del>	無料	特別会員	無料	賛助会員	1 口以上 (1 口 1,000円)	<table border="1" data-bbox="1611 1430 2703 1707"> <thead> <tr> <th colspan="2">会員種別</th> <th>年額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">個人会員</td> <td>技術士で 70 歳未満</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>技術士で 70 歳以上 (フェロー会員)</td> <td>1 口以上 (1 口 1,000円)</td> </tr> <tr> <td>技術士補、修習技術者</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td colspan="2">賛助会員</td> <td>1 口以上 (1 口 1,000円)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特別会員</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>*年齢は、会計年度末における満年齢とする。</u></p> <p><u>*納付した会費は、退会等による返却は行わない。</u></p>	会員種別		年額 (円)	個人会員	技術士で 70 歳未満	5,000円	技術士で 70 歳以上 (フェロー会員)	1 口以上 (1 口 1,000円)	技術士補、修習技術者	無料	賛助会員		1 口以上 (1 口 1,000円)	特別会員		無料
会員種別	年額 (円)																												
<del>個人会員 (70 歳未満)</del>	5,000円																												
<del>フェロー会員 (70 歳以上)</del>	1 口以上 (1 口 1,000円)																												
<del>技術士補・修習技術者</del>	無料																												
特別会員	無料																												
賛助会員	1 口以上 (1 口 1,000円)																												
会員種別		年額 (円)																											
個人会員	技術士で 70 歳未満	5,000円																											
	技術士で 70 歳以上 (フェロー会員)	1 口以上 (1 口 1,000円)																											
	技術士補、修習技術者	無料																											
賛助会員		1 口以上 (1 口 1,000円)																											
特別会員		無料																											

<p style="text-align: center;">第3章 事務局</p> <p>第1条 会則第29条の規程により、事務局を下記に置く。 住所 〒158-8557 東京都世田谷区玉堤1丁目28番1号 東京都市大学 工学部 都市工学科事務室</p> <p>第2条 事務局は、<u>運営委員会</u>に関する事務、各委員会の調整・運営支援、金員の収納・保管・財務関係、一般経理のほか、<u>ほかに属さない</u>一般庶務に関する事項を処理する。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 事務局</p> <p>第10条 会則第29条の規程により、事務局を下記に置く。 住所 〒158-8557 東京都世田谷区玉堤1丁目28番1号 東京都市大学 工学部 都市工学科事務室</p> <p>第11条 事務局は、<u>総会及び理事会</u>に関する事務、各委員会の調整・運営支援、金員の収納・保管・財務関係、一般経理のほか、一般庶務に関する事項を処理する。</p>																								
<p style="text-align: center;">第4章 会務分掌その他</p> <p>第1条 会務を円滑に推進するため、下記の委員会を設け、会務の分掌事項を定める。 2. 下記の分掌事項以外、もしくは下記分掌事項であっても特定事項を推進する目的で、<u>運営委員会</u>の承認のもと、委員会の傘下に実行委員会を<u>設立</u>することができる。<u>但し、次期、理事会にて報告するものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="148 661 1320 1165"> <thead> <tr> <th>委員会名</th> <th>分掌事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務委員会</td> <td>会則、細則、<u>規則等</u>の制定・変更<u>など</u>の原案作成、会員・顧問名簿の管理、<u>作成、発行、総会および理事会</u>に関する一切の事項、その他各委員会活動の支援</td> </tr> <tr> <td>広報委員会</td> <td>会報誌の作成・発行、ホームページの運営管理、会員への広報活動</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td><u>技術士、技術士補等の受験奨励</u>、特別講義（ケーススタディ）、その他の教育と指導に関する企画と運営</td> </tr> <tr> <td>企画渉外委員会</td> <td>見学会、講演会、研究会等、他の委員会に属さない事項の企画・運営並びに本学、日本技術士会、大学技術士会連絡協議会、その他の関連組織との交流と情報交換</td> </tr> <tr> <td><u>技術士試験支援実行委員会</u></td> <td>技術士制度のガイダンス<u>および</u>特別講義の実施、技術士資格取得の<u>奨励活動</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第2条 委員長は会長の<u>任命</u>により<u>決定</u>し、その結果を理事会に報告するものとする。委員は、委員長の推薦を受けた会員とし、委員長はこれを理事会に報告するものとする。</p> <p>第3条 委員長は、業務遂行上必要あるときは、委員の中から副委員長を指名することができる。 委員長は、委員会の所掌事務を統括し、副委員長は委員長を補佐し、委員長不在のときはこれを代理する。</p> <p>第4条 委員長は、委員会の<u>規約と行動</u>計画を作成し、<u>委員会</u>の承認を得る事、またその行動結果を理事会において報告するものとする。</p> <p>第5条 委員長及び委員の任期は2年とする。ただし、次期総会までは継続して職務を遂行するものとする。また、再任を妨げない<u>ものとする。</u></p> <p>第6条 委員会は委員長が召集する。</p> <p>第7条 委員長は委員会出席者に対し、交通<u>雑費</u>を支払うことができる。（金額は<u>運営委員会</u>において別定めるものとする）</p>	委員会名	分掌事項	総務委員会	会則、細則、 <u>規則等</u> の制定・変更 <u>など</u> の原案作成、会員・顧問名簿の管理、 <u>作成、発行、総会および理事会</u> に関する一切の事項、その他各委員会活動の支援	広報委員会	会報誌の作成・発行、ホームページの運営管理、会員への広報活動	教育委員会	<u>技術士、技術士補等の受験奨励</u> 、特別講義（ケーススタディ）、その他の教育と指導に関する企画と運営	企画渉外委員会	見学会、講演会、研究会等、他の委員会に属さない事項の企画・運営並びに本学、日本技術士会、大学技術士会連絡協議会、その他の関連組織との交流と情報交換	<u>技術士試験支援実行委員会</u>	技術士制度のガイダンス <u>および</u> 特別講義の実施、技術士資格取得の <u>奨励活動</u>	<p style="text-align: center;">第4章 会務分掌その他</p> <p>第12条 会務を円滑に推進するため、下記の委員会を設け、会務の分掌事項を定める。 2 下記の分掌事項以外、もしくは下記<u>の</u>分掌事項であっても特定事項を推進する目的で、<u>理事会</u>の承認のもと、委員会の傘下に実行委員会を<u>設置</u>することができる。<u>委員長は次期総会において設置と活動内容を報告するものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1513 661 2760 1081"> <thead> <tr> <th>委員会名</th> <th>分掌事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務委員会</td> <td>会則、細則の制定・変更の原案作成、会員<u>名簿</u>・顧問名簿の管理、<u>総会及び理事会</u>に関する一切の事項、<u>事務局に関する一切の事項</u>、その他各委員会活動の支援</td> </tr> <tr> <td>広報委員会</td> <td>会報誌の作成・発行、ホームページの運営管理、会員への広報活動</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>特別講義（ケーススタディ）<u>の実施</u>、その他の教育と指導に関する企画と運営</td> </tr> <tr> <td>企画渉外委員会</td> <td>見学会、講演会、研究会等、他の委員会に属さない事項の企画・運営並びに本学、日本技術士会、大学技術士会連絡協議会、その他の関連組織との交流と情報交換</td> </tr> <tr> <td>試験支援委員会</td> <td>技術士制度のガイダンス<u>及び</u>特別講義の実施、<u>その他の</u>技術士資格取得<u>に関する企画と運営</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第13条 委員長は会長の<u>指名</u>により<u>理事から選出</u>し、その結果を理事会に報告するものとする。委員は、委員長の推薦を受けた会員とし、委員長はこれを理事会に報告するものとする。</p> <p>第14条 委員長は、業務遂行上必要あるときは、委員の中から副委員長を指名することができる。 <u>2</u> 委員長は、委員会の所掌事務を統括する。 <u>3</u> 副委員長は委員長を補佐し、委員長不在のときはこれを代理する。</p> <p>第15条 委員長は、委員会の<u>活動</u>計画を作成し、<u>理事会</u>の承認を得る<u>とともに活動</u>結果を理事会において報告するものとする。</p> <p><u>第16条 理事以外の委員は、委員長の指示により、理事会で委員会の活動内容を報告することができる。</u></p> <p>第17条 委員長及び委員の任期は2年とする。ただし、次期総会までは継続して職務を遂行するものとする。また、再任を妨げない。</p> <p>第18条 委員会は委員長が召集する。</p> <p>第19条 委員長は委員会出席者に対し、交通費を支払うことができる。 （金額は<u>理事会</u>において別<u>途</u>定めるものとする。）</p>	委員会名	分掌事項	総務委員会	会則、細則の制定・変更の原案作成、会員 <u>名簿</u> ・顧問名簿の管理、 <u>総会及び理事会</u> に関する一切の事項、 <u>事務局に関する一切の事項</u> 、その他各委員会活動の支援	広報委員会	会報誌の作成・発行、ホームページの運営管理、会員への広報活動	教育委員会	特別講義（ケーススタディ） <u>の実施</u> 、その他の教育と指導に関する企画と運営	企画渉外委員会	見学会、講演会、研究会等、他の委員会に属さない事項の企画・運営並びに本学、日本技術士会、大学技術士会連絡協議会、その他の関連組織との交流と情報交換	試験支援委員会	技術士制度のガイダンス <u>及び</u> 特別講義の実施、 <u>その他の</u> 技術士資格取得 <u>に関する企画と運営</u>
委員会名	分掌事項																								
総務委員会	会則、細則、 <u>規則等</u> の制定・変更 <u>など</u> の原案作成、会員・顧問名簿の管理、 <u>作成、発行、総会および理事会</u> に関する一切の事項、その他各委員会活動の支援																								
広報委員会	会報誌の作成・発行、ホームページの運営管理、会員への広報活動																								
教育委員会	<u>技術士、技術士補等の受験奨励</u> 、特別講義（ケーススタディ）、その他の教育と指導に関する企画と運営																								
企画渉外委員会	見学会、講演会、研究会等、他の委員会に属さない事項の企画・運営並びに本学、日本技術士会、大学技術士会連絡協議会、その他の関連組織との交流と情報交換																								
<u>技術士試験支援実行委員会</u>	技術士制度のガイダンス <u>および</u> 特別講義の実施、技術士資格取得の <u>奨励活動</u>																								
委員会名	分掌事項																								
総務委員会	会則、細則の制定・変更の原案作成、会員 <u>名簿</u> ・顧問名簿の管理、 <u>総会及び理事会</u> に関する一切の事項、 <u>事務局に関する一切の事項</u> 、その他各委員会活動の支援																								
広報委員会	会報誌の作成・発行、ホームページの運営管理、会員への広報活動																								
教育委員会	特別講義（ケーススタディ） <u>の実施</u> 、その他の教育と指導に関する企画と運営																								
企画渉外委員会	見学会、講演会、研究会等、他の委員会に属さない事項の企画・運営並びに本学、日本技術士会、大学技術士会連絡協議会、その他の関連組織との交流と情報交換																								
試験支援委員会	技術士制度のガイダンス <u>及び</u> 特別講義の実施、 <u>その他の</u> 技術士資格取得 <u>に関する企画と運営</u>																								
<p style="text-align: center;">第4章 附 則</p> <p>第1条 12期の各委員会の委員長及び委員の任期は第15条の規定に係ら平成28年3月末日までとする。</p>																									

### 報告事項3 顧問委嘱（新任）

N0	名称	現 職	氏 名	N0	名称	現 職	氏 名
1	最高顧問	学長	三木 千壽	22	顧 問	工学部 建築学科 主任教授	新任) 小見 康夫
2	最高顧問	学校法人 五島育英会 理事長	高橋 遠	23	顧 問	工学部 都市工学科 主任教授	新任) 末政 直晃
3	顧 問	副学長 統括, 研究担当)	丸泉 琢也	24	顧 問	知識工学部 情報科学科 主任教授	横山 孝典
4	顧 問	副学長 連携担当)	吉崎 真司	25	顧 問	知識工学部 知能情報工学科 主任教授	森 博彦
5	顧 問	副学長 教育担当)	皆川 勝	26	顧 問	知識工学部 自然科学科 主任教授	飯島 正徳
6	顧 問	大学院総合理工学研究科長	江原 由泰	27	顧 問	東京都市大学 名誉教授	増田 陳紀
7	顧 問	大学院環境情報学研究科長	伊坪 徳宏	28	顧 問	国際センター長	本間 宏二
8	顧 問	工学部長	大上 浩	29	顧 問	総合理工学研究科教務委員長	吉田 郁政
9	顧 問	知識工学部長	田口 亮	30	顧 問	環境学部 環境創生学科 主任教授	新任) リンジャル ホム・パハドゥル
10	顧 問	環境学部長	大塚 善樹	31	顧 問	環境学部 環境創生学科 主任教授	室田 昌子
11	顧 問	メディア情報学部長	関 良明	32	顧 問	工学部 機械工学科教授	白木 尚人
12	顧 問	都市生活学部長	川口 和英	33	顧 問	工学部 原子力安全工学科准教授	松浦 治明
13	顧 問	人間科学部長	井戸 ゆかり	34	顧 問	工学部 医用工学科教授 (学生部長)	和多田 雅哉
14	顧 問	共通教育部長	新保 良明	35	顧 問	工学部 電気電子通信工学科教授	岡野 好伸
15	顧 問	総合研究所所長	自職定更) 野中 謙一郎	36	顧 問	工学部 エネルギー化学科教授	宗像 文男
16	顧 問	工学部 機械工学科 主任教授	新任) 榎 徹雄	37	顧 問	工学部 建築学科教授	天野 克也
17	顧 問	工学部 機械システム工学科 主任教授	新任) 宮坂 明宏	38	顧 問	工学部 建築学科教授	近藤 靖史
18	顧 問	工学部 原子力安全工学科 主任教授	河原林 順	39	顧 問	工学部 都市工学科准教授	五艘 隆志
19	顧 問	工学部 医用工学科 主任教授	新任) 桐生 昭吾	40	顧 問	知識工学部 情報科学科講師	星 義克
20	顧 問	工学部 電気電子通信工学科 主任教授	自職定更) 岩尾 徹	41	顧 問	知識工学部 自然科学科教授	吉田 真史
21	顧 問	工学部 エネルギー化学科 主任教授	高橋 政志				

※顧問をご退任された先生方

工学部 機械工学科 主任教授	眞保 良吉	交代
工学部 医用工学科 主任教授	森 晃	交代
工学部 電気電子工学科 主任教授	野平 博司	交代
工学部 建築学科 主任教授	勝又 英明	交代
工学部 都市工学科 主任教授	丸山 収	交代
東京都市大学 大学戦略室長	湯本 雅恵	ご退職
知識工学部経営システム工学科 (→知能情報工学科) 教授	松崎 吉衛	ご退職
工学部 情報通信工学科 主任教授	柴田 随道	学科募集停止
工学部 情報通信工学科 教授	岡野 好伸	〃

報告事項4 理事・監事（会則変更に伴う理事の選出報告）

1. 理事

2019年6月1日

理事	会長	佐藤 貢一（総合、建設） S60土木		
	事務局長	安藤 慎一郎（建設） S57土木		
	総務委員会 委員長	浅野 研一（建設） S52土木	総務委員会 副委員長	小原 丈二（建設） S55土木/H30修
	広報委員会 委員長	石川 善信（建設） S56/58修土木		
	教育委員会 委員長	松浦 弦三郎（建設） S51土木	教育委員会 副委員長	林 克彦（建設） S54土木
	企画渉外委員会 委員長	下條 信幸（電気・電子） S56電気	企画渉外委員会 副委員長	北村 敏（電気・電子） H01電気電子
	試験支援委員会 委員長	安部 毅（総合、建設、 環境） H02土木		

（計10名）

2. 監事

監事	中澤 眞（情報） 47電気			
----	------------------	--	--	--

# 報告事項5 体制表

## 1. 全体(参考)

役職名	
最高顧問	第16期総会 報告事項3
顧問	第16期総会 報告事項3
会長	佐藤 貢一
副会長	安部 毅
事務局長	安藤 慎一郎
理事	第16期総会 報告事項4
監事	第16期総会 報告事項4

## 2. 委員会

### 2.1 新設委員会の設置報告

- ・委員会名：「試験支援委員会」（旧技術士試験支援実行委員会）
- ・設置理由：大学から柏門技術士会へのガイダンス及び講義依頼等の増加に対応するため。

### 2.2 委員長交代の報告

広報委員会： 石川 善信 （前任者 山浦 武彦）  
 教育委員会： 松浦 弦三郎 （前任者 空席）

2019年度 体制表

委員会名	委員長	副委員長	委 員			
総 務	浅野 研一	小原 丈二	稲沢 達也	鈴木 修	安藤 慎一郎	三浦 聡
			荒川 興一			
広 報	石川 善信	服部 尚道	鳥養 茂	近藤 晴雄	山浦 武彦	嶋矢 剛
			山川 和弘	松本 辰男	中林 秀和	
教 育	松浦 弦三郎	林 克彦	松本 芳幸	油井 理	街道 浩	(丸山 信)
企画渉外	下條 信幸	北村 敏	田部井 哲夫	尾崎 正明	森久保 武史	藤本 健
			永井 佑樹			
試験支援	安部 毅	小林 洋一	近藤 晴雄	小林 政徳	進藤 敏則	永田 嘉和
			永尾 浩一			

## 報告事項6 会員の動向（2018.06～2019.05）

### 物故会員

会員名	
佐藤 誠士 (S36土木)	2018年6月連絡
四釜 茂実 (S50土木)	2018年6月連絡
小谷 益男 (S56土木)	2018年2月逝去
国枝 利定 (S18土木)	2018年4月逝去
巽 良雄 (S38土木)	2018年9月逝去

### 退会

坂倉 正二 (S20土木)	2018年6月連絡
東 紀夫 (S40土木)	2018年6月連絡
桑野 光男 (S48土木)	2018年6月連絡
山田 浩義 (S42土木)	2019年5月連絡
興石 繁 (C35土木)	2019年5月連絡

### 新入会員

今井 直輝 (H32環境_環境補)	2018年6月入会
永尾 浩一 (H04土木_建設)	2018年11月入会
荻野 真也 (H27機械_機械補)	2019年1月入会
野中 敏幸 (H06土木_建設)	2019年1月入会
松本 辰男 (S62土木_建設)	2019年1月入会
谷口 修 (H08土木_建設)	2019年1月入会
徳永 椋二 (H31環境_建設修習)	2019年2月入会
福岡 大祐 (H31環境_建設修習)	2019年2月入会
森久保 武史 (H08土木_建設)	2019年3月入会
野口 智代 (H29(修31)土木_建設補)	2019年3月入会
山本 晃弘 (H11土木_建設)	2019年5月入会

### 宛先不明

鎌田 丈夫 (S43土木)	2018年6月～
諏訪部 泰徳 (H07機械)	2018年6月～

※連絡先をご存じの方は、下記までご連絡をお願い致します。

柏門総務委員 小原文二 joji-o@22.catv-yokohama.ne.jp